

地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）

ボランティア活動を通して社会参加・地域貢献をすることで、地域とつながりを深め、自身の介護予防、健康の維持促進を目的とした活動のことです。

◆対象者

市内在住の65歳以上の市民（介護保険第1号被保険者）で、以下の要件を満たす方

- （1）感染性の疾病が無い（かぜなどの一時的なものは含みません）
- （2）疾病又は負傷のため入院治療が必要で無い
- （3）要介護認定又は要支援認定を受けていない
- （4）市、又は社会福祉協議会が主催する養成講座を受講し、市長が適当と認められた方

◆対象となる活動

居場所活動支援	事務支援（申請書類作成支援、お元気ポイント関連書類作成などの支援）※外部からの手伝い（社協で登録されているボランティア）		
	健康相談ボランティア（看護師、保健師などの有資格者が地域の居場所で体調確認や健康へのアドバイスをする）		
	サロンなどへの出前講座ボランティア（趣味・特技活用ボランティア） （例）運動（ふまねっと）、教養（終活、パソコン）、 楽器演奏（ウクレレ）など		
介護保険施設などでのボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションなどの参加支援や補助 ・行事の会場設営や補助 ・施設利用者の話し相手、囲碁・将棋などの相手 ・お茶出しや食堂の配膳、下膳の補助 ・草取り、洗濯物の整理、シーツ交換などの簡単な補助的活動 ・施設での特技披露（芸、音楽演奏） 		
社協が実施するボランティア	老人給食、さざなみ、やいたシニアマイスター、縁ジョイスポーターなど		
シルバーサポーターとしての活動の一部	体操	すこやか体操、ほんわか体操、タオル体操、玄米ダンベル体操、ストレッチ、指体操、筋トレ（スクワット等）、口腔体操、健口体操、その他シルバーサポーター研修会で行った体操等 ※DVD等を使用した場合は対象外	

	レクリエーション	脳トレ（クイズ、コグニサイズ等）、オーラルフレイル予防（歌、早口言葉、パタカラ等）、ボール等物品を使用したゲーム（ボール回し等） ※市のレクリエーション用具を使用した場合は対象外
	体力測定及びその補助	市職員と行う測定の一部実施、記録用紙記入、実施時の転倒予防等の見守り

※表に無い活動については事前にご相談ください。

《取消しの要件》

- ①矢板市外へ転出したとき
- ②矢板市介護保険第1号被保険者で無くなったとき（死亡を含む）
- ③感染性の疾病となったとき（かぜなどの一時的なものは含みません）
- ④疾病又は負傷のため入院治療が必要なとき
- ⑤要介護認定又は要支援認定を受けたとき
- ⑥本人から、登録抹消の申し出があったとき
- ⑦故意又は重大な過失により市や受入拠点に損害を与えたとき
- ⑧不正な行為を行ったと認められるとき

※手続方法

きらりんサポーター活動登録後に、①～⑥に該当した場合は、速やかに「きらりんサポーター活動手帳」を返還してください。

⑦、⑧に該当した場合は、登録者に通知いたします。